

第13回

総会資料



吉川市立美南小学校PTA

第13回 PTA総会

昨年度に引き続き令和7年度の定期総会も集会形式での開催を中止とし、書面による審議とさせていただきます。

審 議 日 令和7年5月7日（水）

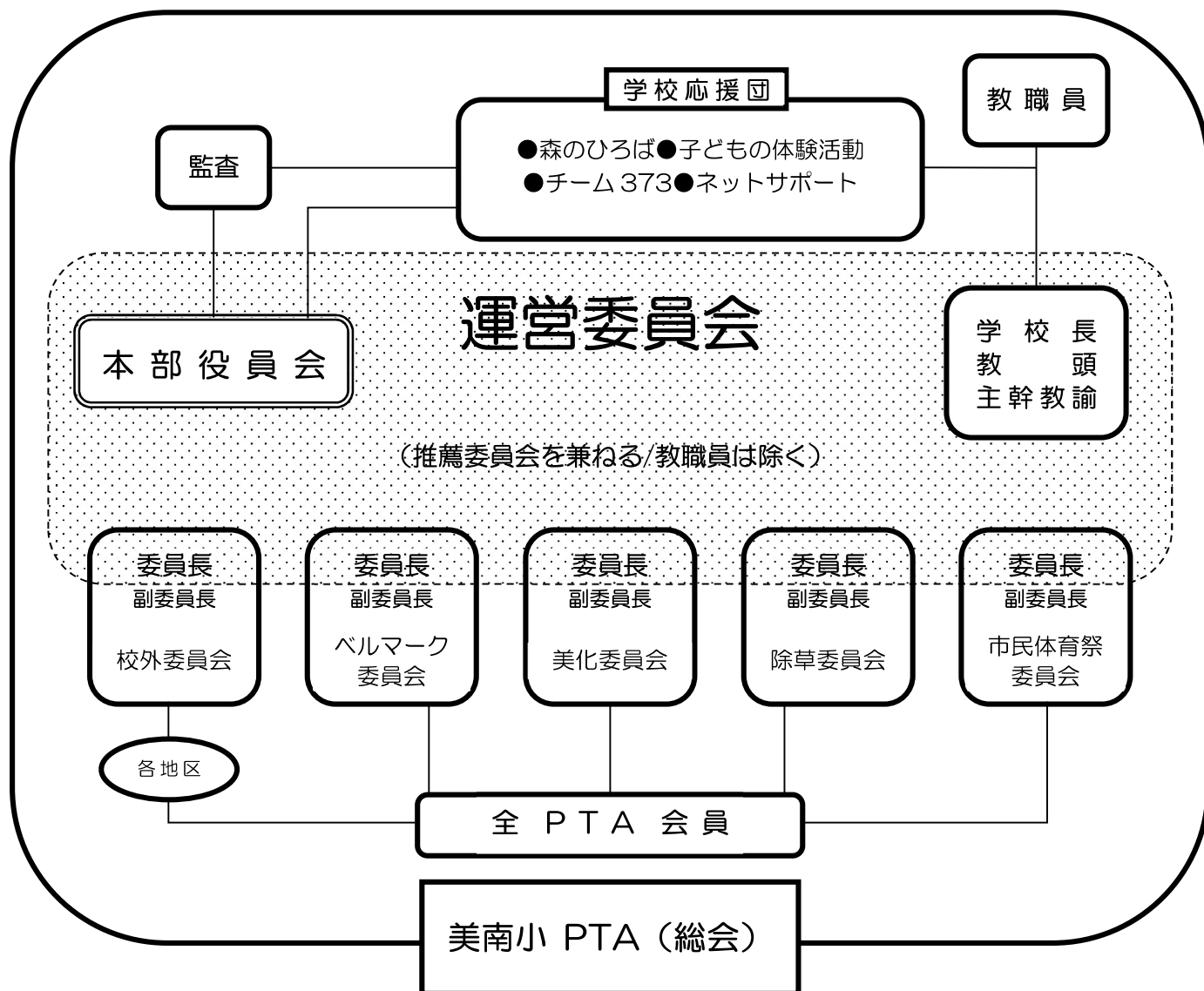
＜議 事＞

- （1）令和6年度事業報告
- （2）各委員会活動報告
- （3）令和6年度会計報告
- （4）組織図の変更について
- （5）新本部役員の承認および新校外委員長の報告
- （6）令和7年度活動方針（案）の承認
- （7）令和7年度予算（案）の承認
- （8）会則・細則の変更について

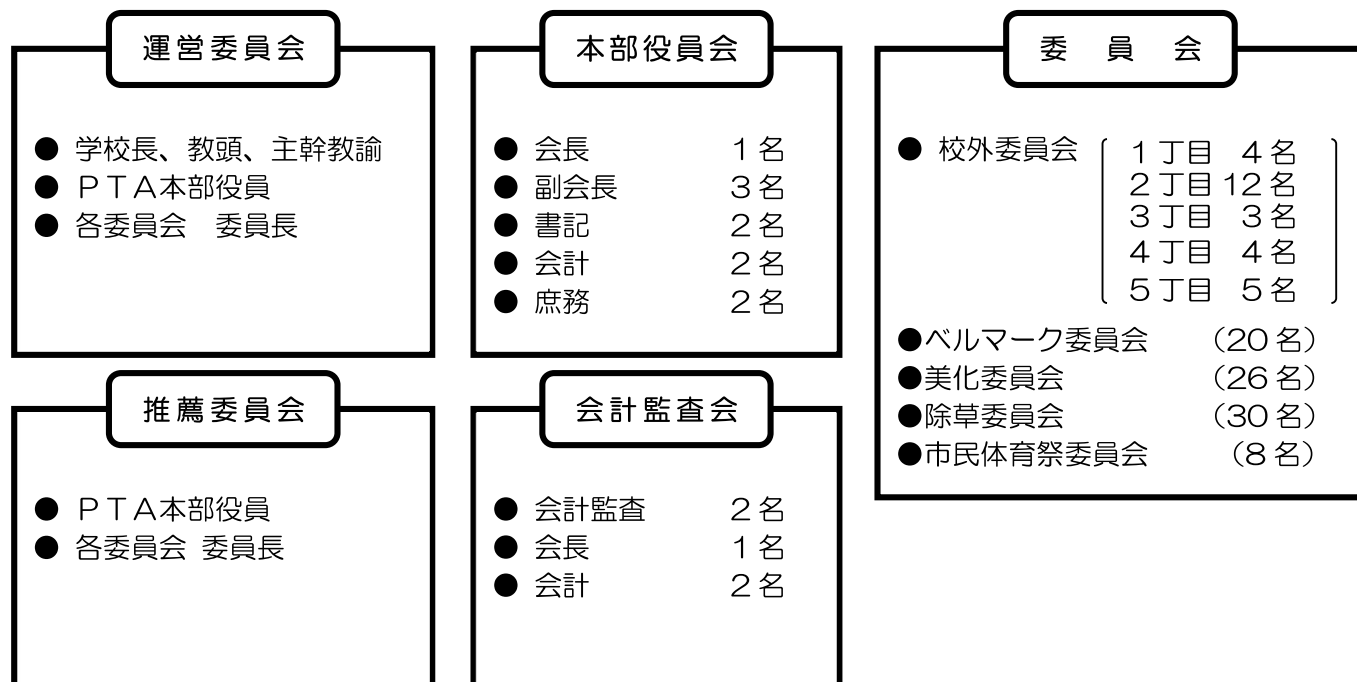
第13回 総会資料 目次

美南小PTA組織図（案）	4
令和6年度 本部活動報告	5
PTA連合会・地域関係活動報告	8
読み聞かせボランティア・森のひろば 活動報告	9
子どもの体験活動実行委員会 活動報告	10
おやじの会 活動報告	11
除草委員会 活動報告	12
寄せ植え委員会 活動報告	13
美化委員会 活動報告	14
ウェブ委員会 活動報告	15
生涯学習委員会 活動報告	16
ベルマーク委員会 活動報告	17
校外委員会 活動報告	18
市民体育祭委員会 活動報告	19
美南小PTA備品目録	20
令和6年度 美南小会計決算報告書	21
令和7年度 美南小一般会計予算（案）	23
令和7年度 美南小特別会計予算（案）	24
令和7年度 活動方針（案）	25
本部役員・委員会 名簿（案）	26
美南小PTA会則	27
美南小PTA個人情報取り扱い規約	33

美南小学校PTA組織図



[構成委員]



令和 6 年度 本部活動報告（R6.2～12）

＜校内＞

月	日	活動内容					
2	6	本部会①（兼令和5年度本部会）	未来ポスト 回収ボックス作成 ↓ 未来ポスト発送前作業		美南小オリジナル Tシャツのデザイン 投票 ↓ 作成 ↓ 注文 ↓ 全児童1322名 ＋先生分配布		
	27	本部会②（兼令和5年度本部会）					
3	5	本部会③（兼令和5年度本部会）	新入生 配布物作成				
	12	本部会④（兼令和5年度本部会）					
	24	卒業式スタンド花設置、卒業生用花束搬入					
4	8	入学式スタンド花を設置					
	16	本部会⑤（兼令和5年度本部会）					
	23	本部会⑥（兼令和5年度本部会）					
	26	美南小PTAインスタ開設					
5	7	本部会⑦（兼令和5年度本部会）、第12回PTA総会					
	14	本部会⑧					
	15	PTA会費集金、各委員会活動費受け渡し					
	18	運動会（駐輪場整理・来賓受付・片付け）					
	末	美南小オリジナルTシャツ再注文					
	28	本部会⑨					
6	11	本部会⑩		給食試食会 参加者募集 ↓ 給食センターへ 申し込み ↓ 開催			
	25	本部会⑪					
7	1	林間学校説明会受付・集金					
	2	本部会⑫、第1回運営委員会					
9	10	本部会⑬					
	12	修学旅行説明会受付・集金					
	24	本部会⑭					
10	15	本部会⑮					
	18	新1年生就学児健康診断にてPTAの説明					
	22	本部会⑯、給食試食会				次年度本部役員 募集 ↓ 選出	
11	5	本部会⑰					全会員アンケート 実施
	12	本部会⑱、第2回運営委員会、第1回推薦委員会					
	26	本部会⑲、第2回推薦委員会					
12	3	本部会⑳、新役員顔合わせ					

令和 6 年度 本部活動報告 (R7.1~5)

月	日	活動内容			
1	14	本部会⑳			来年度予算案作成 総会資料作成
	21	本部会㉑、美南小PTAについての冊子配布、 ・入学準備会⇒美南小オリジナルTシャツサイズ見本展示	来年度 委員選出開始 ↓ 2月中旬決定		
	28	本部会㉒（兼令和7年度本部会）			
2	4	本部会㉓	各委員会 活動費 精算	6年生 未来 ポスト 回収 ↓ 3月中に 業者へ 発送	
	19	第3回運営委員会			
	25	本部会㉔（兼令和7年度本部会） 卒業生・新入生への配布物準備			
3	4	本部会㉕（兼令和7年度本部会）	6年生 未来 ポスト 回収 ↓ 3月中に 業者へ 発送		
	11	本部会㉖（兼令和7年度本部会）			
	19	会計監査			
	23	卒業式スタンド花・フォトスポット設置、 卒業生用花束搬入			
4	8	入学式スタンド花・フォトスポット設置			
	15	本部会㉗（兼令和7年度本部会）			
	22	本部会㉘（兼令和7年度本部会）			
5	7	本部会㉙（兼令和7年度本部会）			

★活動についての感想・反省

《昨年度からの継続事業》

給食試食会、林間学校や修学旅行集金の手伝い、委員選出、未来ポスト等は全て昨年度の反省を活かし、今年度の方がスムーズに行うことができました。

《今年度の新規事業》

●美南小オリジナルTシャツ

Tシャツの企画が上がってから配布までの期間が短く、なおかつ約1400枚という数に不安もありましたが、令和5年度&令和6年度と年度をまたいで本部役員の協力、学校のご協力もあり無事に全児童に配付することができました。

●SNS時代に合わせたの取り組み

美南小PTAのインスタを開設し本部の活動をフランクに伝えることができました。

また今回卒業式・入学式にフォトスポットの為の大きな横断幕を準備いたしました。こちらは大変好評をいただき、卒業生・新入生にとっての思い出の一つになったのではないかと考えています。

《美南小PTAの冊子の一新》

昨年度はPTAについて説明不足を認識していた事もあり、「美南小PTA」という冊子を作成・配付しました。

ですが、冊子のみでは説明不足を全て補う事は難しく、口頭での説明の大切さを改めて実感しました。

今年度は新1年生就学時健診の際に保護者の皆様に会長から説明する時間を設けていただきました。

また「美南小PTA」の冊子も一新し、更にわかりやすく伝えられるよう努力してきました。

その結果、昨年度に比べて説明不足による不安からくる質問は格段に減りましたが、まだ改善点がある事は認識しています。

今後も引き続き、情報をわかりやすく周知する事を考えていきたいと思っています。

★次年度への提案

昨年度は新規事業が多数あり、LINE でのやり取りが昼夜問わずありましたが、今年度は昨年度の基盤があったことや事前に本部会でのスケジュールを詳細に組むことで LINE の数を多少は減らすことができました。それでもやはり持ち帰りの仕事は多くありました。

本部役員は最大 3 年継続できるという規約がありますが、それぞれの家庭の事情がある中、時間的にも精神的にも負担がある本部役員を 2 年 3 年と続けられる人は稀です。

また、本部の活動が 1 番忙しい時期でもある年度末と、新本部への引き継ぎ期間が重なっていることもあり、その期間内で全てを共有することは難しいのが現状です。

今後は負担軽減を考えながら活動内容を精査し、1 年目の方でも本部役員の活動を無理なく理解できるよう、そして 2 年 3 年と本部役員を継続する人がいなくても本部の活動が滞りなく進むようできたらいいのではないかと思います。

美南小 PTA Instagram



【みんなのこえ】

yoshikawa.minami.pta@gmail.com

QR コードはこちら→



☆ぜひ、みなさんのアイデア・ご意見をお寄せください。



《PTA連合会・地域関係活動報告》

月	日	活動内容
3	29	会計監査
4	10	新旧会長会①
	30	新旧常任委員会①
5	8	新旧会長会②
6	1	第54回定期総会
	3	会長会①
7	1	会長会②
	6	合同家庭教育学級研修会①
	30	吉川市わがまち防犯連絡協議会 総会
9	2	会長会④
10	7	会長会⑤
11	6	会長会⑥
12	2	会長会⑦
1	15	会長会⑧
	17	新年会
2	1	合同家庭教育学級研修会②
	3	会長会⑨
	17	常任委員会
3	3	会長会⑩

★活動についての感想・反省

昨年度に続き「負担軽減」かつ「本当に子どもたちにとって必要かどうか」を念頭に一年間活動をしてきました。

結論としては「解散」をすることに舵を切りましたが、各学校のPTA活動により一層力を注いでいくということで前向きな解散と捉えています。

他校の会長とのつながりは維持をしつつ、今後も子どもたち、保護者の皆様にとって有意義な活動になることに尽力していきます。

★次年度への提案

こちらは上記の理由からとくになし。

《読み聞かせボランティア・森のひろば 活動報告》

月	日	活動内容
5	24	1年生読み聞かせ、見学会実施
6	14	2年生・6年生読み聞かせ
	21	3年生・5年生読み聞かせ
7	5	1年生・4年生・たけたん読み聞かせ
9	13	2年生・6年生・たけたん読み聞かせ
	20	3年生・5年生読み聞かせ
10	11	2年生・6年生・たけたん読み聞かせ
	25	1年生・4年生読み聞かせ
11	8	2年生・6年生・たけたん読み聞かせ
	22	3年生・5年生読み聞かせ
12	13	1年生・4年生読み聞かせ
	20	1年生・2年生読み聞かせ
1	10	2年生・6年生・たけたん読み聞かせ
	24	3年生・4年生・5年生読み聞かせ
2	14	1年生・6年生合同読み聞かせ
	21	3年生・4年生・5年生読み聞かせ

★活動についての感想・反省

今年度は金曜日の朝 8:15～8:30 の時間帯にメンバー 1～5 名が各教室で読み聞かせを行いました。
ボランティアの人数は 60 名となりました。

先生方のご尽力のおかげで、6年生へ体育館での合同読み聞かせを行うことができました。6年間の「ありがとう」の感謝と、中学生になる子どもたちに向けて「エール」を送ることができました。

今年度は読み聞かせの時間が5分短縮となり、複数人で読む場合に時間配分に苦戦しました。読み聞かせの時間を以前のように20分間いただけると、もう少し読める本も増え、パネルシアターや長めの絵本も読んであげられるのではないかと思います。

★次年度への提案

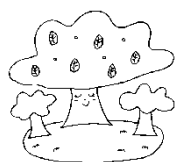
学年、クラスによってメンバーの人数に偏りがあるので、ご自身のお子さまのクラス以外でも読み聞かせをしていただくなどのシフト作りの工夫が必要だと感じました。

現在は5月に体験会を1度開催していますが、ホームページやメール等での積極的な情報配信をしていくとともに、2学期にも体験会ができれば、メンバーも増え、より充実した活動につながるかと思います。

また、コロナ前に行われていた各学年の合同読み聞かせも再開できると、より子どもたちにとって本が身近に感じられるのではないかと考えます。

読み聞かせは子どもたちのクラスの様子がうかがえる貴重な時間となっています。

森のひろばの活動に興味のある方は、ぜひご連絡ください。



森のひろばメールアドレス
morinohiroba373@yahoo.co.jp



QRコードはこちら→

《子どもの体験活動実行委員会 活動報告》

月	日	活動内容
6	29	和菓子づくり（練り切り）
7	13	子ども神輿
9	29	和菓子づくり（おまんじゅう）
10	20	ハロウィンイベント
11	10	お花の寄せ植え
12	8	ジャガイモの収穫体験
	22	クリスマスケーキづくり
2	1	スクラップブック作り
3	1	和菓子づくり（桜餅）

★活動についての感想・反省

今年度は全9回（7事業）の活動を行いました。特に、10月に行ったハロウィンイベントは5年ぶりの開催となり、準備からスタッフとして参加してくれた子ども達の頑張り、参加を楽しんでくれた子ども達のおかげで大盛況となりました。

子どもの体験活動実行委員会は、地域のボランティアとPTAの委員が一緒に活動しています。学校での印刷配布作業などはPTA委員が担当し、当日の運営は行ける人が集まって行うことで、お互い無理のない範囲で活動できたと思います。

また、活動の際は保護者にもお手伝いに入っていただいたことで、よりスムーズに運営できました。ご協力いただいた方々に改めて感謝申し上げます。

★次年度への提案

今ある活動も有意義で楽しいものが多いですが、アイデアを出し合って新しい活動も企画していきたいと思っています。

実行委員は随時募集中です。子どもと関わることが好きな方や子どもに教えたいことがある方など、いつでもご参加お待ちしております。

●子どもの体験活動実行委員会メールアドレス

kodomotaiken_373@yahoo.co.jp

●Facebook

<https://www.facebook.com/kodomotaiken373/>

QRコードはこちら→

《Facebook》



《おやじの会 活動報告》

月	日	活動内容
5	11	親子除草 サポート
9	28	親子除草 サポート
10	6	会議及び懇親会
	13	市民体育祭 サポート
2	8	足跡塗り サポート

★活動についての感想・反省

今年度の活動も主に既存の活動のサポートをさせていただきました。
除草委員会企画の親子除草、校外委員会にて実施している足跡マーク塗り直し作業を行いました。

★次年度への提案

仲間を増やすために声掛けを続けていきます。引き続き各委員会のサポートを中心に楽しく活動できる事業（スポーツなど）も考えていきたいと思います。
なお、次年度からは名称変更し「チーム373（みなみ）」とし、男女問わず募集をしていきます。

《除草委員会 活動報告》

月	日	活動内容
		除草活動チーム・人数・場所
4	20	Cチーム・5名・校門付近
5	11	親子除草
6	3	Aチーム・6名・新校舎裏側
	17	Bチーム
7	7	Cチーム・5名・自転車置場付近の植え込み
9	19	Bチーム・6名・鉄棒前の植え込み
	28	親子除草（ボランティア60人）
10	4	Aチーム・砂場の近く
	20	Cチーム・5名・新校舎前、サッカーゴール付近ネット裏
11	9	Cチーム
	25	Aチーム・6名・新校舎裏、Bチーム・6名・新校舎裏の畑付近
1	20	Bチーム・7名・校庭の外周
	27	Aチーム・6名・学校の外周（校庭の遊具側）

★活動についての感想・反省

●「初回の顔合わせ」について

すぐにある親子除草など、本部との連携部分も多いため、この時に本部の方にいただけたら助かったと思います。グループ分けをして、LINE 連絡先交換までできればまずはOK。備品（ゴミ袋・軍手）のありかも教わり、必要分を各班が確保してスタートできました。

●「班構成」について

平日、平日、土日メインの3グループを編成。それぞれの代表（委員長、副委員長、もう一人）が本部の方とLINE でやりとりして指示などを聞き、各グループ内に展開して調整の上で活動しました。5～7人で日程調整（天気次第など含む）がしやすかったです。報告は全体LINE で before/after の写真付きで行いました。

●「活動時間・回数」について

各自4回＋親子除草2回でちょうど良かったです。真夏は短め／早朝実施など、トータルの活動時間がそろえば、グループ内で臨機応変に活動しました。同じ発想でグループ間の振替もありに運用しましたが、それぞれの生活に合わせられて良かったと思います。

★次年度への提案

●「児童でも除草機でもなく除草委員会が優先してやるべき場所」

- ・目につく／やり甲斐あり→外周／グラウンド周り、（冬季の）落ち葉
- ・根がしっかりで大変→外周の一部、新校舎の裏、横（百葉箱前）
- ・児童には困難→道路に面した外周（危ない、犬のフン多い）、植え込みの中

※基本的には都度、本部仕切りで学校から指定された場所を実施するのでOK。指示がなければ現場で判断。

●「時期」

春～夏は草が伸びるので多め。1月なども、落ち葉があるので必要。

●「（鎌以外に必要な）道具」

園芸バサミ（夏用）、竹箒、くまで（落ち葉用）←ホウキだけではやりにくい。

予算があれば購入も良いかと思います。

《寄せ植え委員会 活動報告》

月	日	活動内容
4	15	西山園芸さんと打ち合わせ、活動計画書作成
	19	金澤先生へ活動計画書提出
5	7	プランター、花壇の土処分
	9	プランター準備
	10	1 学期寄せ植え
	16	西山園芸さんへお支払い
9	4	花の撤去
10	2	寄せ植え
11 月～		2 週に一度花の手入れ、水やり（当番制）
1 月～		毎週末花の手入れ、水やり、メンテナンス

★活動についての感想・反省

前年度までの活動方法とはだいぶ変わりました。

西山園芸さんに 1 年間ご協力頂き、スムーズに活動を終えることが出来ました。

素人にはわからない寄せ植えの仕方、手入れ方法をご指導頂き負担も活動回数も最小限に抑えることが出来たと思います。

水やりは児童と連携を取らずに行う為、なかなか難しいものでした。

委員会とのコラボは普段見る事の出来ない子供達の姿を見させて頂きました。

プロの方に助けて頂きながら本部の方々のご協力もあり、活動することができました。

ありがとうございました。

★次年度への提案

●西山園芸さんより

- ・春のお花、秋のお花が良い状態の時期を考えると寄せ植えは 5 月、11 月でお願いしたい。
- ・子供達が今植えてあるお花を委員会活動として抜くのであれば抜いた後にプランターを 1 ヶ所にまとめておいてくれれば取りに行く。
- （例えば抜いた日に正門近くに置いておいてくれれば 1 人で運べる。）

→ この辺のやり取りは今後西山園芸さんをお願いします。

- ・プランターの破損等は一度運んで確認して買い直しのプランターの数を知る事も可能。
- ・穴が空いていないプランターがあったのでドリルで穴を開けると言っていたが、このままでもキレイに咲いていたので穴を開けなくても大丈夫。
- ・プランターをビバホーム等で新しく購入する際は、穴がしっかり空いているプランターを選んでほしい。

●二役より

- ・ピロティに置いてあるプランターですが、元々は新校舎のネット裏にあったものです。

前年度の夏の台風時にピロティに避難してそのままずっとそこで管理していました。

ボールの被害で花が潰れてしまっているのが多かったことや、日当たりを考えると新校舎側に戻した方が良くかもしれません（水やりは遠くて大変ですが）。

- ・破損している鉢があるので一度見直した方がいいかもしれません。

《美化委員会 活動報告》

月	日	活動内容
4	24	・学校内の清掃場所の広さ等の確認（担当を配置する） ・教材室にて在庫の確認
5	17	運動会前日準備（清掃用具準備、設置。校庭トイレ清掃）
	18	・運動会当日トイレ清掃（体育館横,公民館横,保健室横,校庭） ・来客用スリッパの清掃
6	25	3 階トイレ,流し台清掃
9	26	・本校舎 2 階、各トイレ,各洗面台の清掃 ・掃除用具の在庫確認、次回の活動準備
11	27	・新校舎 1,2 階、各トイレ,各洗面台の清掃 ・掃除用具の在庫確認、次回の活動準備
2	5	・本校舎 1 階の流し台,各トイレの清掃、2,3 階の各トイレの清掃 ・清掃用具の在庫確認、1 年度の反省、次年度への引き継ぎ準備

★活動についての感想・反省

今年度より、年間を通して、委員長、副委員長の2名で運営していくことになり、学期ごとに、担当が代わっていた昨年度と違い、学期ごとの引き継ぎ等も必要無く、スムーズに運営することが出来ました。

基本的には、活動の日程を決めることから、役割分担や買い出し等、ほとんどの作業を二役でやってしまった為、もう少し、全員で分担して作業した方が、美化委員の仕事内容を、全員で共有することが出来て良かったのかなと思いました。

年間を通して、全員で活動していた為、人数も多く、また出席率も良かったので、少ない回数で、トイレの全箇所の掃除をする事が出来ました。

★次年度への提案

活動内容としては、子供達の掃除だけでは足りないところを補う為に、学期ごとに2回ほど掃除をしていましたが、1箇所につき1年を通して、1、2回の掃除では、綺麗に保つことは出来ないのが現状なのかなと思います。

ただ掃除する回数を増やせば、出席率も悪くなる等問題もあると思うので、日頃の子供達が掃除をしやすいよう、掃除用具のメンテナンス等を、活動内容に追加してはどうかと思いました。

子供達が使用しているブラシ、モップ等を見ると、汚れて、大人でも使いたくないな、と思うようなものもあり、そういった掃除用具のままだと子供達も積極的に掃除に取り組めないように思います。

今は100円ショップ等で、安価に掃除用具を手に入れられるので、1ヶ月に1回くらいの頻度で掃除用具のメンテナンスを行い、子供達が毎日の掃除を気持ちよく、積極的に行える環境に整えることも大事ではないかと思いました。

《ウェブ委員会 活動報告》

月	日	活動内容
5	7	先生紹介作成、投稿
	11	除草委員会主催の親子除草を取材（5月22日ブログ作成投稿）
	18	運動会 校外委員と美化委員を取材（5月29日ブログ作成投稿）
	23	校外委員主催の登校指導講習会を取材（6月11日ブログ作成投稿）
9	4	寄せ植え活動取材
	8	記事作成
	26	清掃活動取材、ベルマーク活動取材
10	2	寄せ植え活動取材
	3	ワークショップ取材
	13	市民体育祭取材
	22	給食試食会取材
2	14	6年生合同読み聞かせ取材

★活動についての感想・反省

本年度のPTA Web 委員会の活動では、取材、記事作成、Web への投稿といった役割分担を明確にし、委員間の連携を図りながらスムーズな運営を実現しました。また、投稿内容については保護者や児童のプライバシーに十分配慮し、安全な情報発信を行うことができました。

活動実績としては、休暇期間を除き、月平均3件の投稿を行い、学校活動の情報を効果的に発信しました。また、取材から記事の投稿までの期間は平均して3週間程度であり、取材から情報提供までやや時間を要しました。

★次年度への提案

本年度の活動を通じて、取材から記事の投稿までに一定のタイムラグが発生することが課題として挙げられました。これを改善するため、次年度は記事案となるベースの文章を事前に作成し、取材内容に応じて適宜修正を加える等運用面での検討が必要です。

また、PTA 本部のInstagram と連携した情報の拡散により多くの保護者に情報提供できる仕組みを強化することが重要です。

《生涯学習委員会 活動報告》

月	日	活動内容
5	1	美南地区公民館予約、会場、設備等確認、ワークショップ講師依頼
	27	家庭教育学級交付金説明会参加
7	6	合同家庭教育学級、人権教育研修会参加
		ワークショップ参加者募集のお手紙作成
9	2	ワークショップ参加者募集用紙の印刷、配布
	18	参加申込書の回収、返信、アンケート用紙の印刷
10	3	ワークショップ開催
12	3～6	令和6年度吉川市人権セミナー 出席
	9～10	

★活動についての感想・反省

ワークショップではロゼット制作を企画し、準備や手配などを分担してそれぞれ業務を進めることで、スムーズに開催することができました。

参加された方からは、「楽しかった！」「素敵な時間を過ごせました」などのお声をいただくことができました。

反省としては、集客力が足りなかった、という点がありますが、結果として、人数的に、講師の方に直接アドバイスしていただくことができたので、温かい雰囲気のまま終わることができました。

また、市主催の各セミナーも委員で分担し、全て出席することができました。貴重なお話を伺ったり、普段触れ合うことのない方々とコミュニケーションを取ることができ、大変有意義な時間を持つことができました。

★次年度への提案

これまで生涯学習委員会では、主に講座やワークショップの企画・開催、市主催のセミナーへの参加を担当してきました。

今後、PTA活動の一環として活動者向けの催し等の企画をする場合は、一方的に立案するだけでなく、視点を変え、内容また要否も含め、必要に応じて活動者へアンケートを実施する等、ニーズの変化に合わせていくことも求められると思います。

また形式についても、必ずしもこれまでのものに捉われる事なく、オンラインや双方向性のある企画等、より柔軟で受け入れ易い形のを提案することで、活動者に対して、より親身でよりオープンな活動者のための場の提供を目指してほしいです。

《ベルマーク委員会 活動報告》

活動①	・ベルマーク企業別、点数別仕分け ・テトラパック、インクカートリッジの回収、集計
活動②	各教室へベルマークの回収・集計

月	日	活動内容【学校班】	活動内容【在宅班】
4	22	活動①	各自ベルマークを 持ち帰り 集計作業
5	17	・活動①、活動② ・今年度のベルマーク一覧のチラシを全生徒へ配布	
6	21	活動①	
7		・今年度で脱会する企業のベルマークを郵送 ・溜まったインクカートリッジの郵送 ・1学期分、ベルマーク合計点数の計算	
9	26	活動①、活動②	
10	11	活動①	
11	28	活動①、活動②	
12		活動①	
1	24	活動①	
2	27	・活動② ・2、3ヶ月分 ベルマークの合計集計と郵送 ・インクカートリッジ(EPSON 社),テトラパック(2箱)郵送	
ベルマーク発送合計点数 43,063.7 点 ベルマーク貯金残高 139,711 円			

★活動についての感想・反省

月1回(10:00~12:00)の活動で、無理なく活動する事ができました。

一緒に活動する委員さんとお話をしながら楽しく活動ができました。

教室へ回収をしに行く時は、普段の子供たちの様子が見られて良かったです。

平日が仕事で活動日に参加ができなくても、持ち帰って自分のペースで作業ができたので、無理せず活動に参加できて良かったです。

今年度の目標が20,000点だったので、目標の倍以上を達成することができました。

★次年度への提案

・ベルマークって何のために集めるの?何が交換できるの?など、児童からの質問も多かったので、もっとベルマークの活用法などを知ってもらえる機会を増やしたい。

・担任の先生によって、ベルマークへの関心が異なるので、学校全体への広報活動が必要だと思いました。(教室に回収袋がないなど)

・テトラパックの回収について、対象では無い紙パックや開いて洗浄していないパックが入っていたりしたので、再度、テトラパックの回収対象品や回収方法の周知が必要だと思いました。

また、インクカートリッジについても対象は純正品のみという事の周知が必要だと感じました。

・せっかく持ってきて下さったベルマークが切れていて集計できずに廃棄しなくてはならない物もありました。再度、ベルマークやテトラパックの出し方について、先生方の手を煩わせずに周知する為の方法を考える必要があると思いました。

・ウェブベルマークの認知度が低いので、もっと周知してもらいたいと思います。

各種 QR コードはこちら→



《校外委員会 活動報告》

月	日	活動内容	
4	9	三役会議	
5	7	第 1 回定例会開催	【各月共通】 翌月分黄色い紙配布
	18	運動会 駐車場整理	
	23	登校指導講習会開催	
6	中旬	各丁黄色い紙印刷	
	30	2 学期登校見守り当番表完成	
7	9	第 2 回定例会開催	
	11	2 学期登校見守り当番表配信	
10	21	11 月分黄色い紙記入	
10 月下旬 ～11 月上旬		各丁黄色い紙印刷	
11	18	3 学期登校見守り当番表完成	
12	3	第 3 回定例会開催	
	4	3 学期登校見守り当番表配信	
2	4	・こども 110 番の家プレート設置申請募集 ・学区内交通安全アンケート実施	
	8	足跡塗り	
	上旬～中旬	各丁黄色い紙印刷	
	13	来年度 1 学期登校見守り当番表完成	
3	上旬～中旬	・学区内交通安全アンケート結果報告 ・こども 110 番の家プレートお届け	
	13	第 4 回定例会、来年度 4・5 月分黄色い紙配布、新旧顔合わせ、引き継ぎ、 来年度 1 学期登校見守り当番表配信	

★活動についての感想・反省

これまでの正副委員長経験者にアドバイス等多大なご協力をいただき、多くの課題に着手することができました。

各事業の根拠を確認し、優先順位を決め、年度ごとに実施の選択ができるよう整理しました。

丁単位で児童数に偏りが生じ、当番が回ってくる頻度に差があったため、当番箇所の見直しを行いました。当番表を配信することによって委員の負担軽減とペーパーレス化（A4 用紙約 9000 枚削減／年）を図りながら、黄色い紙は引き続き発行することで保護者の方々の利便性を担保しました。

委員全員で作業を分担し、ひとりも欠けることなく 1 年活動できました。

登校見守り当番ではなくても立ってくださる保護者の方々の姿を見かけることが増えました。本当にありがとうございました。

★次年度への提案

集まらなくてもできる作業が多くあるので、分担とスケジュールの共有、オンラインでのコミュニケーションがとれていれば、お仕事をしている方でもできる委員会です。ボランティアであり強制できるものではないということを前提にしながら、子ども達の安全を守るためにまず保護者達が行動している姿を示すことは重要だと考えますので、その年度の委員さん達で意義を確認しながら各事業を選択・実行していただければと思います。

《市民体育祭委員会 活動報告》

月	日	活動内容
6	2	事前打ち合わせ出席、各自治会の実行委員・事務局顔合わせ
7	7	実行委員会出席、前回大会の反省・開催要項について
8	4	実行委員会 出席、開催要項 プログラムの決定
9	1	実行委員出席、指示書・放送原稿の決定
10	6	実行委員会 出席、前日準備・指示書の訂正箇所確認
	12	前日準備、景品数の確認・物品準備・放送原稿の確認
	13	市民体育祭当日、救護係・放送係を担当
1	下旬	引継ぎ資料まとめ

★活動についての感想・反省

10月の三連休中日に開催されている「市民体育祭」の実行委員として地域の方々と協力し活動を行っており、今年度より委員会となりました。今年度はメンバー6人で行いました。

今年度の市民体育祭は良い天気にも恵まれ、たくさんの方々が参加されました。新しい競技も追加され、大変盛り上がったと思います。

主な活動は、体育祭の前日と当日がメインです。

放送係として競技を実況したり、救護係として怪我をされた方の対応を行いました。

委員の中には、市民体育祭に初めて参加した方もおり、もっと前から参加したかったと話していました。地域の方々とたくさん交流でき、委員としても、とても楽しめる活動だったと思います。

★次年度への提案

時間通りに競技が行える様、アナウンスがとても重要だと感じました。時間を確認しながら、進行役の方と連絡を取り合い、臨機応変にアナウンスする事が大切だと思います。

また、前日準備時に救護物品の点検が必要だと感じました。必要なサイズの絆創膏がなかったり、使い捨て手袋が無かったので、確認し用意すると良いと思いました。

地域の方々と交流できる活動なので、今後も盛り上がって欲しいです。

美南小学校PTA備品目録

品 名	数量	備 考
パソコン	2	
ボイスレコーダー	1	
プリンター	1	
シュレッダー	1	
ラミネーター	1	
テプラ	1	
PTA ビブス	15	
レターケース	3	
スチールラック	3	PTA 室 1、教材室 2
ハンガーラック	1	
ホワイトボード	1	
壁面突っ張り収納	1	
鍵付き収納棚	1	
本棚	3	大 1、小 2
カラーボックス	8	
小テーブル	1	
掃除機	1	
掃除用具	1 式	モップ 1、ほうき 1、チリトリ 1
ポット	2	
防犯ベスト	11	
防犯帽子	10	
防犯腕章	12	
防犯懐中電灯	2	
誘導灯	6	
壁掛け時計	1	
台車	3	本部 1、寄せ植え 2
体温計	1	

令和6年度 美南小会計決算報告書

【一般会計】

収入の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
PTA会費	3,240,000	3,219,750	-20,250	会員数1073名（月額250円）
助成金	5,000	5,000	0	市P連よりペンキ代
資源回収	80,000	68,838	-11,162	資源回収奨励補助金含む
その他収入	500	392	-108	受取利子、名札販売
前年度繰越金	595,873	595,873	0	
合 計	3,921,373	3,889,853	-31,520	

支出の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
運 営 費	会議費	30,000	6,600	23,400 会議参加費
	負担費	54,000	54,880	-880 市P連負担金(50×会員数)
	渉外費	150,000	93,000	57,000 市P連事業、参加費
	旅費	30,000	4,800	25,200 交通費
	事務費	400,000	275,977	124,023 文具、用紙、印刷代、印刷機リース代等
	通信費	100,000	73,428	26,572 サーバー、ポケットWi-Fi使用料等
	保険料	0	0	0 県PTA団体保険料
	慶弔費	50,000	15,000	35,000
	小 計	814,000	523,685	290,315
本 部	未来ポスト制作費	150,000	115,754	34,246 レターセット、未来ポスト保管代等
	給食試食会費	15,000	12,420	2,580 1食240円×参加人数
	厚生費	100,000	99,834	166 ボランティアお茶代等
	小計	265,000	228,008	36,992
委 員 会	校外委員会	20,000	2,722	17,278 当番表制作費等
	ヘルマーク委員会	20,000	4,114	15,886 ヘルマーク送付、コピー、文房具代等
	生涯学習委員会	40,000	18,900	21,100 講座代等
	ウェブ委員会	5,000	1,000	4,000 素材購入費等
	美化委員会	60,000	50,920	9,080 清掃装具等
	除草委員会	10,000	2,619	7,381 ゴミ袋、軍手等
	寄せ植え委員会	200,000	83,900	116,100 花、土代等
	市民体育祭委員会	5,000	0	5,000
	小 計	360,000	164,175	195,825
学校 応援団	森のひろば	50,000	49,915	85 読み聞かせ絵本等
	子どもの体験活動実行委員会	30,000	17,927	12,073 タグラグビー、和菓子づくり体験等
入学・卒業対策費	500,000	431,020	68,980	花束、胸花、生花スタンド、卒業証書ホルダー代
教育環境費・情操教育費(リーパー代含む)	500,000	500,146	-146	リーパー登録代等
芸術鑑賞費	250,000	200,146	49,854	芸術鑑賞費(150円×児童数)、お花代
予備費	100,000	128,980	-28,980	入学・卒業式用垂れ幕制作代
繰出金	700,000	791,080	-91,080	特別会計①、②へ繰出
次期繰越金	352,373	1,106,944	-754,571	
小 計	2,402,373	3,158,316	-755,943	
合 計	3,921,373	4,142,026	-220,653	
収入合計 3,889,853				支出合計 4,142,026 = 残高 -252,173

【特別会計】

①積立

収入の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
積立金	200,000	200,000	0	一般会計より繰入
合 計	200,000	200,000	0	

支出の部

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
積立金	200,000	200,000	0	周年行事等
合 計	200,000	200,000	0	

収入合計	200,000	—	支出合計	200,000	=	残高	0
------	---------	---	------	---------	---	----	---

②美南小オリジナルTシャツ制作事業

収入の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
前年度繰越金	1,000,000	1,000,000	0	
積立金	500,000	500,000	0	一般会計より繰入
積立金(追加製作)	91,080	91,080	0	一般会計より繰入
雑収入	0	43	43	利子
Tシャツ販売売上	0	252,700	252,700	252枚
合 計	1,591,080	1,843,823	252,743	

支出の部

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
Tシャツ製作費(初回)	1,500,000	1,500,570	570	振込手数料含む
Tシャツ製作費(追加)	0	91,080	91,080	振込手数料含む
合 計	1,500,000	1,591,650	91,650	

収入合計	1,843,823	—	支出合計	1,591,650	=	残高	252,173
------	-----------	---	------	-----------	---	----	---------

差引残高252,173円は次年度美南小オリジナルTシャツ製作費として繰越いたします。

令和7年3月31日

以上の通り報告します。

吉川市立美南小学校PTA

会 長 石井 亮英

会 計 小林 知佳

会 計 伊田 紀之

会 計 小玉 未貴

決算報告について会計帳簿を監査した結果、相違ないことを確認しました。

吉川市立美南小学校PTA

会計監査 菊島 恵美

会計監査 芝西 亜弥

令和7年度 美南小一般会計予算 (案)

令和7年4月2日現在

収入の部

単位:円

項 目	本年度予算額	備 考
PTA会費	3,210,000	会員1070名(月額250円)
助成金	0	市P連解散予定の為
資源回収	80,000	資源回収奨励補助金含む
その他の収入	500	受取利子 名札など
前年度繰越金	1,106,944	
合 計	4,397,444	

支出の部

単位:円

項 目	本年度予算額	備 考
運営費	会議費	20,000 会議参加費
	負担	0 市P連解散予定の為
	渉外費	100,000 事業、参加費
	旅費	15,000 交通費等
	事務費	400,000 文具、用紙、印刷代、印刷機リース代等
	通信費	100,000 サーバー、ポケットWi-Fi使用料等
	慶弔費	50,000 会員の慶弔等
	小計	685,000
本部	未来ポスト制作費	150,000 レターセット、未来ポスト保管代等
	給食試食会費	15,000 1食240円×参加人数
	厚生費	130,000 ボランティアお茶代等
	寄せ植え事業費	100,000 花、土代等
	小計	395,000
委員会	校外委員会	20,000 ペンキ代、当番表作成費
	ベルマーク委員会	20,000 ベルマーク送付、コピー、文房具代等
	美化委員会	60,000 清掃用具代等
	除草委員会	30,000 ゴミ袋、軍手、ほうき代等
	市民体育祭委員会	5,000
	生涯学習委員会	0
	ウェブ委員会	0 令和7年度廃止予定の為
	寄せ植え委員会	0
	小計	135,000
学校応援団	森のひろば	50,000 読み聞かせ絵本代等
	子どもの体験活動実行委員会	30,000 タグラグビー、和菓子体験代等
	チーム373	0 ※1
入学・卒業対策費	500,000	花束、胸花、生花スタンド、卒業証書ホルダー代等
教育環境費・情操教育費	750,000	
芸術鑑賞費	500,000	芸術鑑賞費、お花代
予備費	200,000	
繰出金	550,000	特別会計①へ300,000円②へ250,000円繰出
次期繰越金	602,444	
合 計	4,397,444	

※1 令和7年度「おやじの会」より名称変更

令和7年度 美南小特別会計予算 (案)

令和7年4月2日現在

①積立

収入の部 単位：円

項 目	本年度予算額	備 考
前年度繰越金	200,000	周年行事等
繰入金	300,000	一般会計より繰入
合 計	500,000	

支出の部 単位：円

項 目	本年度予算額	備 考
積立金	200,000	周年行事等
積立金	300,000	周年行事等
合 計	500,000	

②美南小オリジナルTシャツ事業※2

収入の部 単位：円

項 目	本年度予算額	備 考
前年度繰越金	252,173	
繰入金	250,000	一般会計より繰入
合 計	502,173	

支出の部 単位：円

項 目	本年度予算額	備 考
美南小オリジナルTシャツ	252,173	美南小オリジナルTシャツ製作費
美南小オリジナルTシャツ	250,000	美南小オリジナルTシャツ製作費
合 計	502,173	

※2

＜美南小オリジナルTシャツを作成する目的＞

- ・学校行事で着用し美南小としての統一感をだし団結力を高めるため
- ・校外活動時の安全面の確保のため
- ・体育の授業や運動会練習の予備着として
- ・登下校時の暑さ対策として

令和7年度からは新1年生、5年生のみ配布し、2枚目以降は個別に購入できる予定です。

令和 7 年度 活動方針（案）



時代に合わせた保護者や教職員の負担軽減のため、委員会活動を縮小することを選択しました。

委員会を縮小するにあたって判断基準としたのは、「会員の皆様にご協力いただいたアンケート結果」と、「PTA の活動が子どもたちに直接還元されるかどうか」ということです。

「PTA をなくす」という選択をする学校もある中で、委員会を残し、美南小 PTA を維持していくことを選んだ理由は、児童数 1200 人超えのこの学校の登校時の安全を守りたい、教職員の手や市の資金だけではとても追いつかない学校環境の整備を続けたい、そんな思いがあったからです。

現代は多様な働き方があり、また保護者の事情や各家庭の状況も様々です。

その中でも多くの保護者が“必要性がある”と認識している PTA を、私たちは持続可能な組織にしていこうと今年度の活動方針を次のように決めました。

● 多くの人で少しずつ分担する。

—— 保護者の皆様がなるべく負担なく活動できるよう、平日・土日・在宅・スポットでできる活動に分散。

● 直接子どもたちのためになる活動を委員会として残す。

—— 昨年度に引き続き、活動者の負担軽減を考えていきます。

● 子どもたちに + α になる活動は、学校応援団と本部で担う。

必要な活動を残しつつも負担軽減していくためには、会員の皆様のご協力が必要不可欠です。

限られた者で活動していく組織では、必要なものを維持したいと思っても負担を少なくすることは叶いません。不必要なものを減らすと同時に、必要なものを多くの人の手で少しずつ負担していくことで、持続可能な PTA にしていきたいと考えています。

そして、この思いは今年度の本部の方針として出ただけではできるものではありません。今後本部で活動してくださる方にも引き継いでいってほしいと考えています。

個人情報保護のため 名簿割愛

美南小学校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条（名 称） 本会は吉川市立美南小学校 P T A と称す。
- 第 2 条（目 的） 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の教育の充実振興と会員相互の親睦を図り、かつ教養を高めることを目的とする。
- 第 3 条（事 務 所） 本会は事務所を吉川市立美南小学校内に置く。

第 2 章 事 業

- 第 4 条（事 業） 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学校教育の円滑なる進展を図るために必要な事業
 2. 児童の安全および環境の整備に関する事業
 3. 児童および会員の福利厚生に関する事業
 4. 本会活動改善のために必要な資料の収集、情報の提供および関係団体との協力
 5. 会員相互の知識向上のための事業
 6. その他目的達成のための事業

第 3 章 構 成

- 第 5 条（会員の資格） 本会は次の各号の中の一つの用件を備える者をもって構成する。
また、会員の任意により構成される。
1. 美南小学校に在籍する児童の保護者
 2. 美南小学校に在籍する教職員

第 4 章 役 員

- 第 6 条（役員および任期） 本会は次の役員を置く。任期は 1 年とし再任を妨げない。保護者役員は役職を問わず 4 年以上就任することはできない。ただし、任期満了後、2 年経過すれば、再度就任することができる。役員が任期途中に退任した場合、後任者の選出については運営委員会にて決議する。

会 長	1 名（保護者）	
副 会 長	4 名（保護者 3 名 教職員 1 名）	
書 記	3 名（保護者 2 名 教職員 1 名）	
会 計	3 名（保護者 2 名 教職員 1 名）	
庶 務	2 名（保護者 2 名）	
会 計 監 査	2 名（保護者 2 名）	
校 長		

第 7 条のⅠ（役員および委員の選出）

役員および委員の選出は次のとおりとする。

1. 役員は推薦委員会によって提案され、総会において承認される。
ただし、会計監査は適任者を会長が指名し、本部に属する。
2. 委員は立候補および抽選により選出される。
3. 校外委員は、各地区会員の中から、立候補および抽選により選出される。

第 7 条のⅡ（推薦委員会の組織と任務）

推薦委員会の組織と任務は次のとおりとする。

1. 役員の選出にあたり、必要あるときは推薦委員会を設けることができる。
2. 推薦委員会は役員の候補を会員の中より選び、総会へ提案する。

第 8 条（役員および委員の任務）

役員および委員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
P 連だより編集委員は市内小中学校の P T A による広報紙編集と研修会主催、および各校の情報交換をする。
3. 書記は本会の事務を処理する。
4. 会計は本会の経理の任にあたる。
5. 庶務は本会の一般庶務の任にあたる。
6. 会計監査は会計の帳簿および書類を監査し、その結果を総会において報告する。
7. 委員長はその委員会を代表し、運営の任にあたる。
8. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が活動できない場合その職務を代理する。
9. 委員は各委員会に所属し、その任にあたる。

第 5 章 会 議

第 9 条（総 会）

総会は次のとおりとする。

1. 総会は通常総会および臨時総会とする。
2. 通常総会は事業年度終了後速やかに開催する。
3. 総会は委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立とする。
4. 総会における議決事項は次のとおりとする。
(イ) 役員・決算・事業報告・予算・事業計画の審議および承認
(ロ) その他必要な事項
5. 総会における議事は、出席会員の決議権の過半数により決議する。
6. 天災や感染症拡大等で集会の開催が困難と会長が判断した場合は、会員を集めての総会は開催しない。会員は、決定権を書面または電子メール等、社会通念上適切と判断される通信手段によって行使する。

第 10 条（役 員 会）

役員会は次のとおりとする。

1. 役員会は必要に応じて会長が招集する。又、役員の過半数の要請を持って開催する。
2. 役員会は会長・副会長・書記・会計・庶務をもって構成され、総会に提出する議案および本会の運営に関する必要事項を企画し審議する。

第 11 条（運営委員会）

運営委員会は次のとおりとする。

1. 運営委員会は会長が招集する。又、委員の過半数の要請をもって開催する。
2. 運営委員会は役員（会計監査を除く）・委員会正副委員長をもって構成され、重要事項および各委員会の連絡調整について協議し決定する。
3. 運営委員会の決議は、出席者の過半数とする。

第 6 章 委 員 会

第 12 条（委員会と任務）

本会に次の委員会を置く。任務は次のとおりとする。

1. 校外委員会…地域社会の環境整備、地域との連携の促進、交通安全の指導にあたる。
2. 美化委員会…学校敷地内における、屋内の環境整備にあたる。
3. ベルマーク委員会…教育設備や P T A 備品の助成のため、ベルマークなどの収集、仕分け、集計、発送の活動をする。
4. 除草委員会…学校敷地内および外周における、屋外の環境整備にあたる。
5. 市民体育祭委員会…市民体育祭において、美南小 P T A として放送、救護の任にあたる。

第 13 条（特別委員会）

本会は運営上必要と認めた場合は、運営委員会の議決を経て特別委員会を設けることができる。ただし、特別委員会の目的が達成されたときには自動的に解散する。

第 7 章 会 計

第 1 4 条（経 費） 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって当てる。

第 1 5 条（会 費） 本会の会費は、会員 1 家庭につき月額 2 5 0 円とする。

第 1 6 条（会費の使途） 本会の経費は、第 2 章の目的以外に使用してはならない。用途を決める際、1 ～ 1 0 万円未満は役員会、1 0 ～ 3 0 万円未満は運営委員会、3 0 万円以上は総会で決定する。

第 1 7 条（事 業 年 度） 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 8 章 会 則 の 変 更

第 1 8 条（会則の変更） この会則は、総会において出席会員の過半数の議決を得なければ変更できない。

第 1 9 条（細 則 規 定） 本会の運営に関する細則は、この会則に反しない限り運営委員会で 3 分の 2 以上の同意を得て改正することができる。なお、細則の制定・改廃の結果は次期総会で報告しなければならない。

【 細 則 】

第 1 条（推薦委員会選出規定）

推薦委員会は会長が招集し、運営委員会がこの任にあたる。推薦委員会は、提案が総会で承認されたとき、自動的に解散する。

第 2 条（委員選出規定）

1. 委員の選出は以下とおりとする。
 - （イ）美南小に在籍する2～6年生の保護者から選出する。
 - （ロ）定員に満たない委員会は、児童IDをもとに抽選で選出する。
2. 校外委員は各地区の家庭数が50を超える毎に1名ずつ増やすことができる。
3. 学校応援団の森のひろばは、代表者を選出する。代表者は、委員と同等の任にあたる。
4. 学校応援団の子どもの体験活動実行委員会の委員は、委員と同等の任にあたる。
5. 上記の第2条1～4については、状況に応じて過不足があれば、本部役員会で人数を決めることができるものとする。

第 3 条（慶弔規定）

次の場合は慶弔金を支出することができる。

1. 会員または在籍児童が死亡したとき。一律に5千円とする。
2. その他、上記以外で対応が必要なものについては、本部役員会の協議により決定する。ただし、運営委員会の事後了承を得るものとする。

第 4 条（旅費規定）

本会の活動に伴う旅費は交通費、宿泊費及び昼食代とし、次の通り支給する。

1. 美南小学校区及び中曽根小学校区、南中学校、中央公民館は支給されない。
2. 市内（旭・三輪野江地区を除く）は、交通費として車1台、バス共に一律300円を支給する。
3. 旭・三輪野江地区及び市外・県外の場合、交通費は実費を支給する。但し、自家用車を使用した場合は、旭・三輪野江地区、八潮、三郷、越谷、草加、松伏は一律500円、その他の市外は一律1,000円、県外は一律2,000円とする。
4. 宿泊を要する場合、宿泊費は実費を支給する。
5. 昼食が必要となる参加に対しては、昼食代実費（上限1,000円）を支給する。

第 5 条（会議費規定）

本部役員が指定したPTA連合会等、外部の会議や研修に本部の要請で参加する場合は、1時間以上の参加に限り、会議費として1回300円を支給する。

第 6 条 (P T A 会 費 規 定)

1. 年度内の転入出に関しては、月額 2 5 0 円とする。
2. 転入会員については、その月の会費は徴収しない。
3. 転出会員については、その月以降の会費を返金する。

第 7 条 (委員会委員長、副委員長選出規定)

1. 委員長・副委員長の選出方法は運営委員会の承認を得て決定をする。
2. 委員長・副委員長は総会にて報告をする。

第 8 条 (本部役員・委員会正副委員長免除規定)

運営委員が任期一年活動を全うした場合、役員・委員活動を永年免除とする。再任は妨げない。

第 9 条 (委 員 選 出 免 除 規 定)

委員の選出において、当該年度 4 月の時点で以下の条件に当てはまる会員は、委員を免除される。但し、事前の申告を条件とする。なお、本人の意思による全ての役職への就任は妨げない。また、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とならない。

1. 病気療養中もしくは妊娠中である
2. 2 歳未満の子どもがいる家庭
3. ひとり親家庭
4. 家庭に継続的な介護を要するものがある
5. その他 P T A 会長が認めた場合

【 附 則 】

この会則・細則は、平成 2 5 年 5 月 2 0 日より実施する。

この会則・細則は、平成 2 6 年 5 月 1 9 日より実施する。

この会則・細則は、平成 2 7 年 5 月 1 8 日より実施する。

この会則・細則は、平成 2 8 年 5 月 1 6 日より実施する。

この会則・細則は、平成 2 9 年 5 月 1 5 日より実施する。

この会則・細則は、平成 3 0 年 5 月 7 日より実施する。

この会則・細則は、令和 2 年 5 月 1 1 日より実施する。

この会則・細則は、令和 4 年 5 月 1 0 日より実施する。

この会則・細則は、令和 5 年 5 月 9 日より実施する。

この会則・細則は、令和 6 年 5 月 8 日より実施する。

この会則・細則は、令和 7 年 5 月 8 日より実施する。

美南小学校PTA個人情報取扱規約

第 1 条 目的

この規約は、吉川市立美南小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第 2 条 定義

この規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （１）個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、学年クラス名、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- （２）保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- （３）本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- （４）役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- （５）運営委員：本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- （６）従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

第 3 条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第 4 条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

- 1. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 2. 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第 5 条 利用目的の特定

本会は、個人情報を取り扱う事業ごとに事前に、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

第 6 条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第 7 条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 8 条 個人情報の管理

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第 9 条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

本会は、前項第 2 号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第10条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第12条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14条 漏えい時などの対応

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 研修

個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第16条 雑則

本規約の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。
本規約の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この規約は、2020年5月11日から施行する。



吉川市立美南小学校PTA

編集責任者 美南小PTA本部

美南小学校

吉川市美南4丁目17番地3

☎984-3730

13回総会資料 会則・細則の改正案

〈改正案〉 美南小PTA会則第8章第19条に基づき、下記、新旧対応表のとおりに会則の変更を提案する。
(細則の変更については、会則第8章第20条に基づき、令和6年度運営委員会で承認されたため、報告のみとする。)

〈改正の理由〉 本部役員・委員・教職員、携わる会員全員に分かりやすく、負担の少ない仕組みにしていくため。

(委員会について) ※会則第12条、組織図 関連

全会員アンケートを鑑みて「子どもたちのためになる活動」ということを念頭に、本部で検討し廃止を決定した。

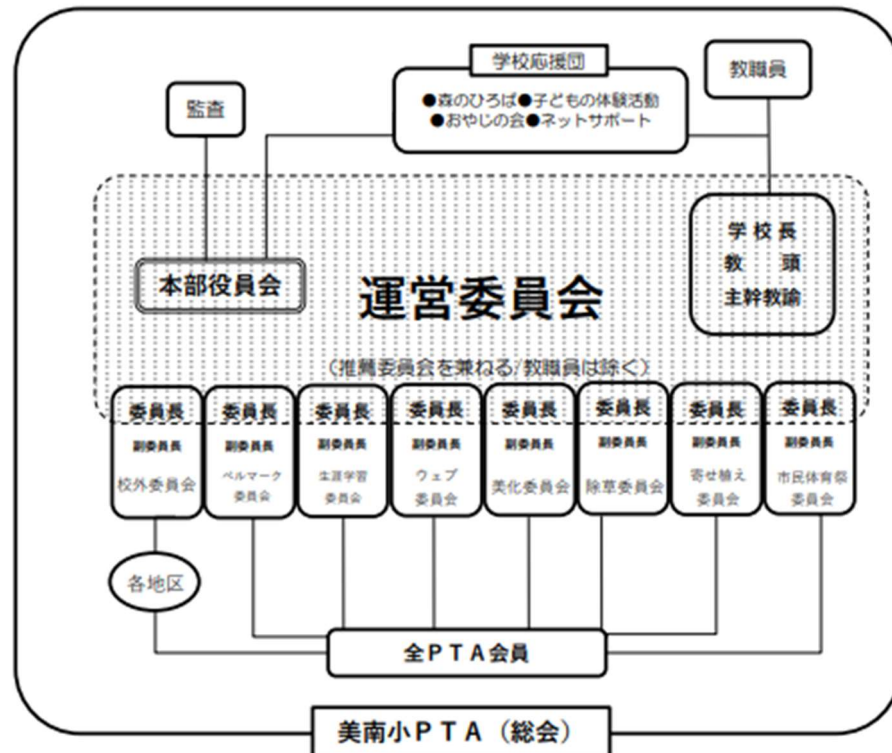
- ・ウェブ委員会 PTA 活動については本部が発信をしていくため。
- ・生涯学習委員会 ワークショップ等の開催は、今の時代の PTA 活動では負担が多いと考えたため、今後はチーム^{ミナミ}373 (旧:おやじの会) でイベントを開催するなど、趣旨を引き継いでの活動を検討している。
- ・寄せ植え委員会 児童との水やりの兼ね合いが難しいため。好評だった児童とのコラボに関しては、学校と相談の上、本部が事業を引き継いでいく。

会則 新旧対応表

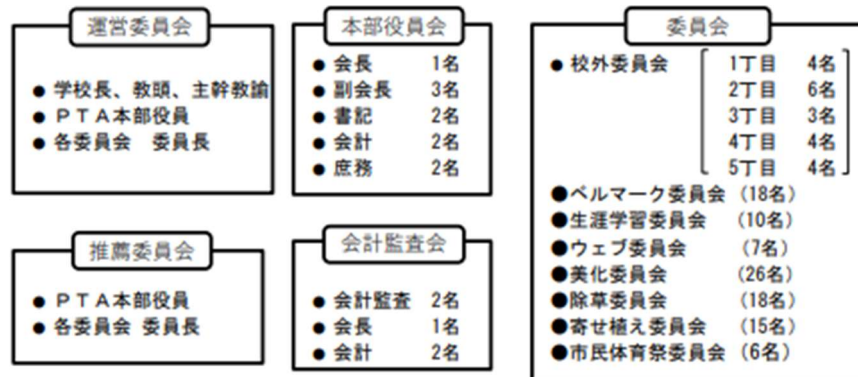
現行	改正（案） 削除以下の条は繰り上げ
第6章 委員会 第12条（委員会と任務） 本会に次の委員会を置く。任務は次のとおりとする。 1.校外委員会…地域社会の環境整備、地域との連携の促進、交通安全の指導にあたる。 2.美化委員会…学校敷地内における、屋内の環境整備にあたる。 3.生涯学習委員会…すべての会員の教養と教育の向上のため、必要な活動をする。 4.ウェブ委員会…PTA活動の情報を伝達、および会員の意見の反映を図るため、PTAホームページに記事をあげる 5.ベルマーク委員会…教育設備やPTA備品の助成のため、ベルマークなどの収集、仕分け、集計、発送の活動をする。 6.除草委員会…学校敷地内および外周における、屋外の環境整備にあたる。 7.寄せ植え委員会…学校の景観をよりよくするため、年間を通して園芸活動を推進する。 8.市民体育祭委員会…市民体育祭において、美南小PTAとして放送、救護の任にあたる。	第6章 委員会 第12条（委員会と任務） 本会に次の委員会を置く。任務は次のとおりとする。 1.校外委員会…地域社会の環境整備、地域との連携の促進、交通安全の指導にあたる。 2.美化委員会…学校敷地内における、屋内の環境整備にあたる。 3.<u>ベルマーク委員会…教育設備やPTA備品の助成のため、ベルマークなどの収集、仕分け、集計、発送の活動をする。</u> 4.<u>除草委員会…学校敷地内および外周における、屋外の環境整備にあたる。</u> 5.<u>市民体育祭委員会…市民体育祭において、美南小PTAとして放送、救護の任にあたる。</u>

現行

組織図

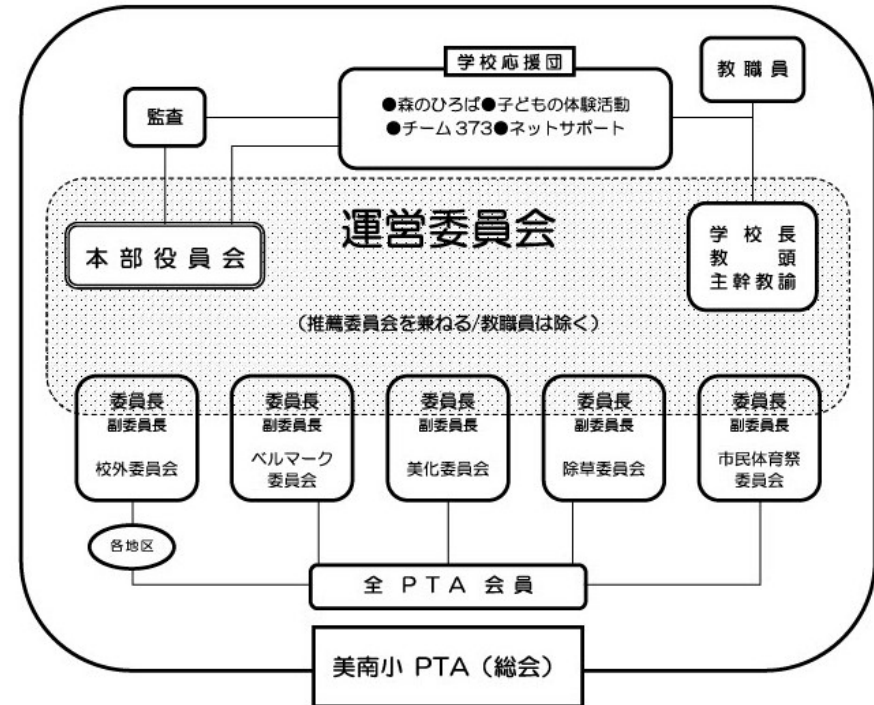


【構成委員】

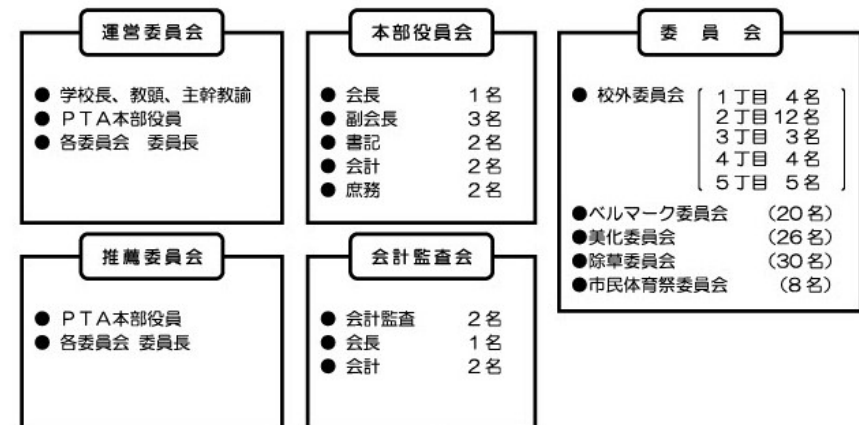


改正(案)

組織図



【構成委員】



細則 新旧対応表

現行	改正後 削除以下の条は繰り上げ
附則 この会則・細則は、平成25年5月20日より実施する。 この会則・細則は、平成26年5月19日より実施する。 この会則・細則は、平成27年5月18日より実施する。 この会則・細則は、平成28年5月16日より実施する。 この会則・細則は、平成29年5月15日より実施する。 この会則・細則は、平成30年5月7日より実施する。 この会則・細則は、令和2年5月11日より実施する。 この会則・細則は、令和4年5月10日より実施する。 この会則・細則は、令和5年5月9日より実施する。 この会則・細則は、令和6年5月8日より実施する。	【附則】 この会則・細則は、平成25年5月20日より実施する。 この会則・細則は、平成26年5月19日より実施する。 この会則・細則は、平成27年5月18日より実施する。 この会則・細則は、平成28年5月16日より実施する。 この会則・細則は、平成29年5月15日より実施する。 この会則・細則は、平成30年5月7日より実施する。 この会則・細則は、令和2年5月11日より実施する。 この会則・細則は、令和4年5月10日より実施する。 この会則・細則は、令和5年5月9日より実施する。 この会則・細則は、令和6年5月8日より実施する。 <u>この会則・細則は、令和7年5月8日より実施する。</u>